

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律
に基づく再編計画の認定等について

医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための2以上の医療機関の再編の事業（以下「医療機関の再編の事業」という。）に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、これを医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局の地方厚生（支）局長（以下「地方厚生（支）局長」という。）に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができるものとされている。当該再編計画に係る手続等について、下記のとおりお示しするので、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知いただくようお願いする。

なお、本通知による取扱いは、令和8年7月8日以降の再編計画の認定の申請に対して適用することとし、同日以降「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」（令和3年5月28日付け医政発0528第2号厚生労働省医政局長通知）に基づく取扱いは行わないものとする。また、「（1）再編計画の認定 ④再編計画の認定の基準 ア」に係る改正（医療機関機能に関する事項に限る。）は、令和8年10月1日以降の認定申請に適用する。

記

（1）再編計画の認定

① 再編計画の認定の申請書類

再編計画の認定を受けようとする者は、別紙1に定める手続に従い、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。また、地方厚生（支）局長は、次に掲げる書類のほか、再編計画が④に掲げる要件に適合するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

なお、申請する再編計画（②エ及びオに掲げる事項に係る部分を除く。）は、あらかじめ医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14第1項に規定する協議の場合（以下「地域医療構想調整会議」という。）に提出し、その協議を経たものでなければならない。なお、当該再編計画について、「地域医療構想における取組について」（令和8年7月8日付け医政発0708第12号厚生労働省医政局長通知）等に基づき、都道府県医療審議会等で議論を行う必要がある場合においては、あらかじめ議論を経た上で、申請書類を提出すること。

- ア 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面
- イ 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し
- ウ 当該申請をしようとする者の最近２期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近１年間の事業内容の概要を記載した書類）
- エ 再編計画が、地域医療構想調整会議における協議に基づくものであることを示す書類
- オ 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類
- カ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類

② 再編計画の記載事項

再編計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ア 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項
- イ 医療機関の再編の事業の内容
- ウ 医療機関の再編の事業の実施時期
- エ 医療機関の再編の事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- オ 医療機関の再編の事業の用に供する不動産を取得する場合には、当該不動産に関する事項

③ 再編計画の認定の申請方法

再編計画の認定の申請は、その計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。

④ 再編計画の認定の基準

地方厚生（支）局長は、再編計画の認定の申請があった場合において、当該申請に係る再編計画が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、再編計画の認定をするものとする。

- ア 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携（令和８年１０月１日以降は、医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携）を推進するために適切なものであること。なお、以下に該当する場合には、適切とは判断できないこと。
 - i 再編前後の対象医療機関の病床機能別病床数の合計について、当該医療機関が所在する構想区域において不足する病床機能以外の病床機能の病床数の合計が増加する場合（理由がやむを得ないものと認められない場合に限る。）
 - ii 再編後の医療機関において、病床が全て稼働していない病棟（過去１年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成されている病棟をいう。）を有することとなる場合
 - iii 再編後の対象医療機関が、地域医療構想調整会議で協議が調った医療機関機能と異なる機能を担うこととなる場合
- イ 再編計画の記載事項が、地域医療構想調整会議における協議に基づくものであること。

⑤ 関係都道府県の意見の聴取

地方厚生（支）局長は、再編計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県の意見を聴かなければならない。

⑥ 再編計画の認定の通知

地方厚生（支）局長は、再編計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

（２）再編計画の変更

① 再編計画の変更の認定

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画の変更をしようとするときは、地方厚生（支）局長の認定を受けなければならない。ただし、以下に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

ア 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項の変更のうち、都道府県知事が個別に軽微と認める変更

イ 医療機関の再編の事業の内容の変更のうち、都道府県知事が個別に軽微と認める変更

ウ 医療機関の再編の事業の実施時期の６月以内の変更

エ 医療機関の再編の事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

オ 医療機関の再編の事業の用に供する不動産を取得する場合には、当該不動産に関する事項

② 軽微な変更の場合の届出

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、①に掲げる軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を当該再編計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に届け出なければならない。

具体的には、軽微な変更をした後おおむね６月以内に、当該変更について地方厚生（支）局長に届け出ることとし、時期の異なる複数の軽微な変更をまとめて届け出ることとも可能とする。

③ 再編計画の変更の認定の申請方法等

（１）③～⑥については、再編計画の変更の認定について準用する。

（３）報告の聴取

地方厚生（支）局長は、再編計画の認定を受けた再編計画（変更の認定又は変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に係る医療機関の再編の事業を行う医療機関の開設者（以下「認定医療機関開設者」という。）に対し、当該認定再編計画に係る医療機関の再編の事業の実施状況に関し報告をさせることができる。

（４）再編計画の認定の取消し

地方厚生（支）局長は、認定再編計画が（１）④の再編計画の認定の基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定医療機関開設者が認定再編計画に従って医療機関の再編の事業を実施しないときは、再編計画の認定を取り消すことができる。（１）⑤及び⑥については、再編計画の認定の取消しについて準用する。

（５）その他留意事項

① 再編計画の認定を受けた医療機関に対する勧告等

「医療計画について」（令和５年３月３１日付け医政発 0331 第 16 号厚生労働省医政局長通知（令和 8 年 6 月 10 日一部改正））に基づき、２以上の医療機関の再編であつて１以上の医療機関が廃止する場合（二次医療圏を越えて行う場合を除く。）にあつては、その前後で病床数の合計数が増加されないときであつて、当

該再編に関する計画について地域医療構想調整会議における協議及び合意を経た上で、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「医療介護総合確保法」という。）第 13 条に規定する厚生労働大臣による再編計画の認定を受けるときは、医療法第 30 条の 11 第 1 項の規定に基づく都道府県知事による勧告は行わないこと。ただし、病床過剰地域であることに鑑み、やむを得ないと認められる場合を除き、医療法第 30 条の 12 第 1 項の規定により読み替えて適用する第 7 条の 2 第 3 項（令和 9 年 4 月 1 日以降は第 7 条の 2 第 8 項）の規定の趣旨を踏まえ、再編の対象となる医療機関において、病床に係る業務の全部又は一部を行っていないときは、再編後の病床数の合計数は、当該業務を行っていない病床数を除いたものとする。

② 登録免許税の軽減措置

所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 21 号）の施行に伴い、再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画に基づき土地を取得又は建物を建築する場合における土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の軽減措置の適用を受けることができる。その手続等については、「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 4 号厚生労働省医政局長通知）を参照すること。

③ 不動産取得税の課税標準の特例措置

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 133 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 27 号）の施行に伴い、再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画に基づき不動産を取得した場合に、当該不動産の取得に対して課される不動産取得税の課税標準の特例措置を受けることができる。その手続等については、「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」（令和 4 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 25 号厚生労働省医政局長通知）を参照すること。

④ 複数医療機関の再編等にかかる優遇措置

独立行政法人福祉医療機構業務方法書（平成 15 年 10 月 1 日厚生労働大臣認可）に基づき、再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画に基づき行う再編等に係る貸付けについて、複数医療機関の再編等に係る優遇措置の適用を受けることができる。その詳細については、別紙 2 を参照すること。

【担当者】

厚生労働省医政局地域医療計画課

医師確保等地域医療対策室 計画係

03-5253-1111（内線 2663）

E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp

医療介護総合確保法第 13 条第 1 項の認定の申請等の手続きについて

第 1 認定の申請手続き

法第 13 条第 1 項の認定の申請は、以下のとおり行うこと。

(1) 申請書の作成

申請者は、認定に必要な再編事業に関する所定の事項を別記様式第 1 に基づき記載すること。

(2) 事前の地域医療構想調整会議での合意

申請に当たって、別記様式第 2 の再編計画の記載事項について、地域医療構想調整会議において、協議がなされ合意されていること。なお、当該再編計画について、「地域医療構想における取組について」（令和 8 年 7 月 8 日付け医政発 0708 第 12 号厚生労働省医政局長通知）等に基づき、都道府県医療審議会で議論を行う必要がある場合においては、あらかじめ議論を経た上で、申請書類を提出すること。

(3) 申請書の提出方法

別記様式第 1 の申請書及び以下の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に提出すること。

① 登記事項証明書及び定款の写し、又はこれらに準ずるもの（申請者が法人である場合に限る。）※ 1

② 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）※ 1

③ 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書※ 2

④ 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類※ 3

⑤ 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類※ 4

⑥ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類※ 5

※ 1 これらの書類は、当該再編事業を行う全ての者について添付すること。

※ 2 これらの書類は、最近 2 期間の確定決算に基づく書類を添付すること。これらの書類がない場合にあっては、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類を添付すること。

※ 3 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類には、当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録を添付すること。

※ 4 土地の概要が分かる書類に当たっては、登記事項証明書を添付すること。

※ 5 建物の概要が分かる書類に当たっては、建設に係る基本的な計画等の書類を添付すること。

第 2 認定再編計画の変更手続き

(1) 変更申請書の作成

認定医療機関開設者は、認定再編計画について変更しようとするときは変更事項を別記様式第 4 に記載すること。

(2) 事前の地域医療構想調整会議での合意

変更申請に当たっては、変更する再編計画の記載事項について、事前に地域医療構想調整会議において協議がなされ合意されている必要があること。なお、当該再編計画について、本通知等に基づき、都道府県医療審議会で議論を行う必要がある場合においては、あらかじめ議論を経た上で、申請書類を提出すること。

(3) 申請書の提出方法

別記様式第4の変更申請書及び以下①～④の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に提出すること。なお、③、④については、変更内容に伴って申請時の添付書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。

- ① 変更後の再編計画（別記様式第2及び別記様式第3）
- ② 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類※1
- ③ 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類※2
- ④ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類※3

※1 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類には、当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録を添付すること。

※2 土地の概要が分かる書類に当たっては、登記事項証明書を添付すること。

※3 建物の概要が分かる書類に当たっては、建設に係る基本的な計画等の書類を添付すること。

第3 認定再編計画の軽微な変更の手続き

(1) 軽微変更届出書の作成

認定医療機関開設者は、認定再編計画について軽微な変更をしようとするときは変更事項を別記様式第5に記載すること。

(2) 軽微変更届出書の提出方法

別記様式第5の軽微変更届出書及び以下①～③の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に提出すること。なお、②、③については、変更内容に伴って申請時の添付書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。

- ① 変更後の再編計画（別記様式第2及び別記様式第3）
- ② 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類※1
- ③ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類※2

※1 土地の概要が分かる書類に当たっては、登記事項証明書を添付すること。

※2 建物の概要が分かる書類に当たっては、建設に係る基本的な計画等の書類を添付すること。

第4 認定再編計画の実施状況の報告の手続き

(1) 実施状況報告書の作成

認定医療機関開設者は、認定再編計画の実施状況について報告をしようとするときは報告事項を別記様式第6に記載すること。

(2) 実施状況報告書の提出方法

別記様式第6の実施状況報告書及び以下①・②の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に提出すること。

- ① 認定再編計画（別記様式第2及び別記様式第3）
- ② その他地方厚生（支）局長が求める書類

2026.3

福祉医療貸付部

複数医療機関の再編等にかかる優遇融資のお知らせ

当機構では地域医療構想の達成に向けた医療機関の機能分化及び連携を推進するため、複数医療機関の再編等に関する計画（再編計画）において、再編計画の認定を受けた医療機関に対して、優遇融資を実施しております。

（新築資金及び増改築資金）

主な融資条件	優遇措置の内容
対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）
貸付利率※1	（病院）2.7% （有床診療所）2.7% （据置期間中無利子）※2
限度額	所要額の95%
償還期間（うち据置期間）	病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）

（長期運転資金）

主な融資条件	優遇措置の内容
対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）
貸付利率	（病院）2.1% （有床診療所）2.1%
限度額	（病院）5億円 （有床診療所）3億円
償還期間（うち据置期間）	10年以内（4年以内）

※1 令和8年3月2日時点：償還期間20年 完全固定金利制度の場合

※2 据置期間中無利子は地域医療介護総合確保基金対象事業に限ります。

※3 利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

※4 廃止される病院の残債に対してのご融資の場合は、さらに優遇されたメニューがございます。

※5 取扱期限は、令和9年3月31日までとなります。

●ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要となります。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

●その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

ご連絡先

●開設地が東日本(北海道～三重県)：東京本部
福祉医療貸付部 TEL 03-3438-9937
医療審査課 FAX 03-3438-0583
融資相談係

●開設地が西日本(福井県～鹿児島県)：大阪支店
大阪支店 TEL 06-6252-0219
医療審査課
融資相談係 FAX 06-6252-0240

独立行政法人 福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>